

「平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業」に係る 評価料・審査料の減免を利用される方へのお知らせ

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会より「平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業」の補助金交付の決定通知を受けました。「平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業」に係る評価料・審査料の減免を利用される方は、以下についてお知らせを致しますのでご確認をお願いします。

1. 評価料・審査料の減免対象となる業務等

- ①. B E L S 評価
- ②. 建築物エネルギー消費性能向上計画認定（建築物省エネ法第 30 条）に係わる技術的審査
- ③. 建築物のエネルギー消費性能に係る認定（建築物省エネ法第 36 条）に係わる技術的審査

ただし、次の（1）から（4）に該当するものは対象外です。

- (1) 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象となる建築物に係るもの
- (2) 評価料・審査料に対して、本事業とは別に他の国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのあるもの
- (3) 上記①から③のうち、いずれかの取得を要件としている国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのあるもの

<上記①から③の取得を要件としている補助事業の例>

既存建築物省エネ化推進事業 ・地域型住宅グリーン化事業 ・サステナブル建築物等先導事業 ・省エネルギー投資促進に向けた支援事業 ・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業 ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）支援事業 ・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Z E B）実証事業 ・業務用施設等における省 C02 促進事業 ・賃貸住宅における省 C02 促進モデル事業

- (4) 上記①から③の変更申請に係るもの

2. 評価料・審査料の減免対象の期間等

このお知らせを発信した日以降に前述 1. ①から③の申請が行われ、原則、平成 30 年 1 月末日時点までに評価書等が交付されたものとします。ただし、上記期間中であっても補助金の交付額が上限に達した場合、評価料・審査料の減免の実施を終了します。

3. 減免額の算定について

減免額については、建物用途及び用いた評価手法等に応じ表-1 及び表-2 に記載した額を上限とします。また、減免額の算定対象とする評価・審査案件は、補助事業者の支店ごと、

業務等の種類（前述 1. ①～③）ごとに、同じ申請者当たり各 5 件を上限とします（同一住棟内にある住戸の申請は、複数住戸に対する評価であっても 1 件とみなします。）。

表-1 減免額の上限（住宅の場合）

建物形式	区分	減免額の上限（円）	
		単独申請の場合	併願申請の場合
一戸建て		27,000	9,000
共同住宅 (住戸のみの評価)	基本料金	55,000	27,500
	戸当り料金	3,500	1,700
共同住宅 (建物全体の評価)	基本料金	50,000	30,000
	戸当り料金	6,000	3,000

注)・併願申請とは、BELS の評価申請等を、設計住宅性能評価、長期優良住宅認定及び低炭素建築物認定に係る技術的審査等の申請と併せて行うことをいう。

- ・改修前後の評価を行う場合の上限額は、表-1 の額の 1.5 倍の額とする。
- ・共同住宅で「住戸のみの評価」と「建物全体の評価」の両方を行う場合の上限額は、表-1 に示す「建物全体の評価」の額とする。
- ・住宅と非住宅の複合建築物の評価を行う場合の上限額は、住宅（表-1）及び非住宅（表-2）の上限額の合計とする。

表-2 減免額の上限（非住宅の場合）

用いた 評価手法	減免額の上限（円）		
	規 模	ホテル等・病院等・ 集会所等	左記以外の用途
標準入力法 主要室入力法	～2,000 m ² 以下	180,000	120,000
	2,000 m ² 超 ～5,000 m ² 以下	250,000	160,000
	5,000 m ² 超～20,000 m ² 以下	300,000	200,000
	20,000 m ² 超～50,000 m ² 以下	520,000	330,000
	50,000 m ² 超～	750,000	500,000
モデル建物法	～2,000 m ² 以下	90,000	60,000
	2,000 m ² 超 ～5,000 m ² 以下	125,000	80,000
	5,000 m ² 超～20,000 m ² 以下	150,000	120,000
	20,000 m ² 超～50,000 m ² 以下	260,000	180,000
	50,000 m ² 超～	400,000	250,000

注)・改修前後の評価を行う場合の上限額は、表-2 の額の 1.5 倍の額とする。

- ・住宅と非住宅の複合建築物の評価を行う場合の上限額は、住宅（表-1）及び非住宅（表-2）の上限額の合計とする。

4. 注意事項

- ①. 申請の際には前述 1. (1) から (4) に該当しないことについて覚書をご提出して頂きます。【別添様式 13 参照】
- ②. 前述 2 の期間中に申請者の事由により評価書等の交付に至らなかった場合、評価料・審査料の減免が適用できませんので、その場合は正規の料金をお支払いして頂きます。

5. 本件に関するお問合せ先

株式会社 確認サービス 本社 審査部 住宅性能グループ TEL : 052-238-7754

様式13

株式会社 確認サービス 殿

覚 書

平成29年度省エネ性能に関する審査体制整備事業について、申請する下記の物件は、建築物の省エネルギー性能の向上に関する法律に係る省エネ適合判定対象物件でないこと、及びBELS評価、建築物エネルギー消費性能向上計画認定又は建築物エネルギー消費性能認定の取得を要件としている国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのあるものでないことを誓約します。

物件名： _____

平成 年 月 日

申請者 住所
氏名 印